

# 令和7年度 豊田市立美里中学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

- ◎いじめを受けている生徒、いじめている生徒の早期発見に努め、適切な指導を行うことにより、生徒の善悪の判断や自他を思いやる心を育てる。また周囲の生徒への指導も怠らない。
- ◎いじめを「しない、させない、見逃さない」という価値観を、個々の生徒が自覚し実行できるように全教育活動の中で指導する。

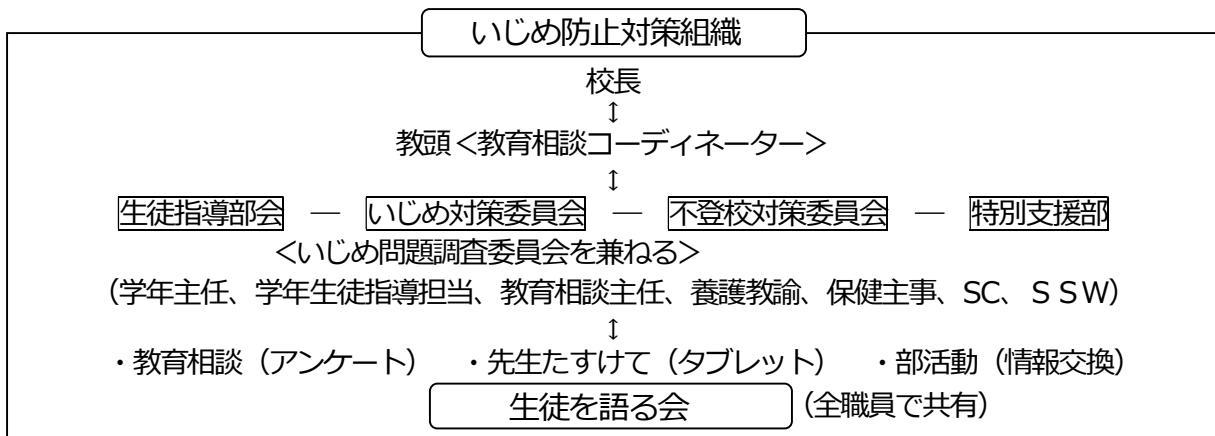
いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止に取り組まなければならない。「いじめ」において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられたとする生徒の気持ちを重視し、その生徒の立場に立って行うものとする。

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。本校では、「みんなで前へ～「ありがとう」を力に～」を合言葉に、生徒の成長をめざしている。

具体的な取組として、「笑顔、感動、メリハリのある教育活動（授業、特活、行事、部活動等）の設定」、「互いに認め合える場（学び合い活動、緑の称号）の設定」「校内はあとラウンジの設置」によって、生徒一人一人が大切にされているという実感をもつことをめざす。また、集団の一員としての自覚と自信、誇りを身につけることができ、生徒が自己肯定感や自己有用感をもち、居場所を見つけ、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ対策委員会」を設置し、「生徒を語る会」を隨時実施する。そして、ささいないじめの兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことなく、組織として対応する。また、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを委員会の構成員に加え、専門家の意見や支援を積極的に活用していく。



## (1) 「いじめ対策委員会」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
  - ・教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」や「保護者アンケート」を実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
  - ・年度当初に「学校いじめ防止基本方針」の教職員への周知と共通理解を図る。
  - ・学校生活アンケートや教育相談の結果の集約と分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
  - ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止への取組状況や学校評価の結果等を発信する。
- エ いじめへの対処（いじめ事案への対応・学校と警察との連携）
  - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。
  - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
  - ・必要に応じて、指導・支援の方針と結果について「いじめ早期相談票」を作成し、教育委員会へ提出する。
  - ・重大事案が起きた場合、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。なお、この場合「臨時いじめ対策委員会」は「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。
  - ・犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、警察への相談・通報の必要性を判断する。
  - ・警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、パルエクとよた担当指導主事へ連絡し、あわせて「いじめ早期相談票」を提出する。
  - ・パルエクとよたの指示のもと、学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切な援助を受ける。

## (2) いじめ対策委員会の構成員

- |                                         |
|-----------------------------------------|
| ＜教職員＞                                   |
| ○校長 ○教頭 ○教育相談コーディネーター ○教務主任 ○校務主任       |
| ○教育相談主任 ○生徒指導主事 ○学年主任 ○養護教諭 ○スクールカウンセラー |
| ○スクールソーシャルワーカー 等                        |

## (3) 「生徒を語る会」の役割

- ・全教職員で生徒の実態と指導方針の共通理解をし、組織的に対応する。

## (4) 「いじめ対策委員会」「生徒を語る会」の開催時期

- ア 毎月「いじめ対策委員会」を開催する。
  - ・学校生活アンケート（5.8.11.1月）を実施し、その情報も参考に教育相談を行う。
  - ・学校生活アンケートの集計結果と教育相談での情報を踏まえ、指導方針と方策の協議、経過報告を行う。
- イ ・毎週月曜日に「生徒を語る会」を設け情報交換をし、教員間の連携体制を強化する。

- ウ いじめの事実への対応のため、必要に応じて「いじめ対策委員会」を随時開催する。  
・いじめの事実や情報がある場合、随時開催する。報告・連絡・相談を密にする。

### 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 人の心の痛みのわかる人間づくりをめざし、「共に生きる（つながりを紡ぎ、互いを生かし合う）」を実現させるための、授業や特活、行事等の全教育活動を通して、生徒が自己肯定感・自己有用感をもち、自己実現ができるようにする。
- イ 日常生活（登下校含む）で生徒に寄り添い対話を重視した指導を行い、生徒の表情の変化を見落とさず、積極的に声かけをする。
- ウ 集会、学級活動、道徳の授業の充実を図り、思いやりのある集団づくりをめざす。
- エ デジタルシティズンシップ教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。加えて、保護者の理解と協力を得る働きかけを行う。また、専門家や警察の協力を得て情報モラル集会を計画・開催し、生徒及び教員の意識を高められるようにする。
- オ 生徒自らがいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させる。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ア 定期的に学校生活アンケート（5.8.11.1月）や教育相談を実施し、早期発見に努める。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- エ タブレットによる「先生たすけて」を活用し、日常的に教師と生徒がコミュニケーションを図り、悩みの相談を受けられるようにする。
- オ 教職員間で情報共有する「生徒を語る会」を毎週月曜日に設け、教職員が一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。
- カ 定期的に「教職員チェックシート」を実施して学級の様子を把握し、いじめの兆候を察知する。
- キ 「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」をホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。

#### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒の保護を優先した対応を行う。
- ウ いじめの状況について生徒に聴き取りを行う際は、客観的な事実を把握するよう心掛け、丁寧に記録し、事実を正確に把握できるようにする。
- エ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- オ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター、豊田市役所子ども家庭課、豊田市青少年相談センター（パリレクとよた）等の関係機関と連携して取り組む。
- カ いじめを許さない、見逃さない集団づくりを行う。
- キ ネットいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

#### (4) いじめ解消の目安

いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

##### ＜いじめの解決の目安＞

- ・いじめを受けた生徒が、現在いじめないと自覚している。
- ・いじめを受けた生徒の保護者が、現在いじめないと判断できる。
- ・周りの生徒や教職員から見て、現在いじめないと判断できる。

### 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な外部専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒・保護者に対して適切に情報を提供する。

### 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクルで検証するとともに、「学校運営協議会」等でもアドバイスをいただくなどし、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」を年間2回（7月、12月）、「保護者アンケート」を年1回（11月）実施し、いじめ対策委員会で取組の検証を行う。

### 6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修（O J T研修）を年3回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は5月にホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

＜年間計画＞

	いじめ対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ Pへ	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○いじめ対策委員会・不登校対策委員会	○学級開き、学年開き ○校内はあとラウンジやS Cの生徒、保護者への周知	○身体測定	○授業参観 ○育友会総会やHPによる「学校いじめ防止基本方針」の説明・提示
5月		○いじめ対策委員会・不登校対策委員会	○体育祭特別日課 ○情報モラル教室	○学校生活アンケート実施 ○教育相談週間	○部活動懇談会 ○体育祭見守りボランティア
6月		○いじめ対策委員会・不登校対策委員会	○部活動壮行会練習 ○文化部発表会練習 ○部活動強調週間	○生活日記、タブレットの「先生たすけて」の活用	○学校運営協議会 ○修学旅行
7月		○いじめ対策委員会・不登校対策委員会 ○教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証	○3年思春期教室		○地域行事ボランティア ○CS全体会議 ○三者面談 ○保護司さんと語る会
8月		○全教職員による取組評価会議→検証		○学校生活アンケート実施	○交流館自習教室ボランティア
9月		○いじめ対策委員会・不登校対策委員会	○生徒会役員選挙活動	○教育相談週間	○授業参観
10月		○いじめ対策委員会・不登校対策委員会			○2年生職場体験 ○美里ふれあいフェスタ ○地域行事ボランティア ○3年希望制三者面談
11月		○いじめ対策委員会・不登校対策委員会	○学校保健委員会	○学校生活アンケート実施 ○教育相談週間	○民生委員さんと語る会 ○合唱コンクール ○保護者アンケート ○読み聞かせボランティア
12月		○いじめ防止・不登校対策委員会 ○教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証 ○全教職員による取組評価→検証	○人権集会		○3年進路相談会 ○1・2年希望制三者面談
1月		○いじめ対策委員会・不登校対策委員会 ○学校自己評価		○学校生活アンケート実施	○1・2年生授業参観 ○3年進路相談会
2月		○いじめ防止・不登校対策委員会	○2年生自然教室 ○卒業を祝う会スタッフ活動	○教育相談週間	○学校運営協議会 ○卒業を祝う会
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○卒業式 ○生徒会役員選挙		○卒業式
通年		○校内のいじめに関する情報の収集と対応策の検討 ○関係機関との連携 ○伝達講習を定期的に開催 (OJT)	○緑の称号 ○集会における校長講話 ○学校だより発行 ○道徳教育・体験活動の充実 ○デジタルシティズンシップ教育の推進	○S Cによる相談 ○心の相談員の活用 ○美しの里つづり ○タブレットによる「先生たすけて」	○共働本部の運営する保護者ボランティア

※いじめが発生した場合の対応については、関係する教職員で共通理解を図りながら、対応していく。